

令和 8 年度 多世代食堂支援事業助成金 申請の手引き <世田谷区>



1. 目的

子どもとその保護者以外（**高齢者・障害者及びその他の大人**、以後多世代とする）を受け入れている子ども食堂に対して助成を行う。

2. 助成対象

子どもとその保護者以外（多世代）への食事の提供や配食・宅食を実施した場合。

3. 助成額（世田谷区助成金）

多世代**1名につき300円**助成する。

4. 上限額

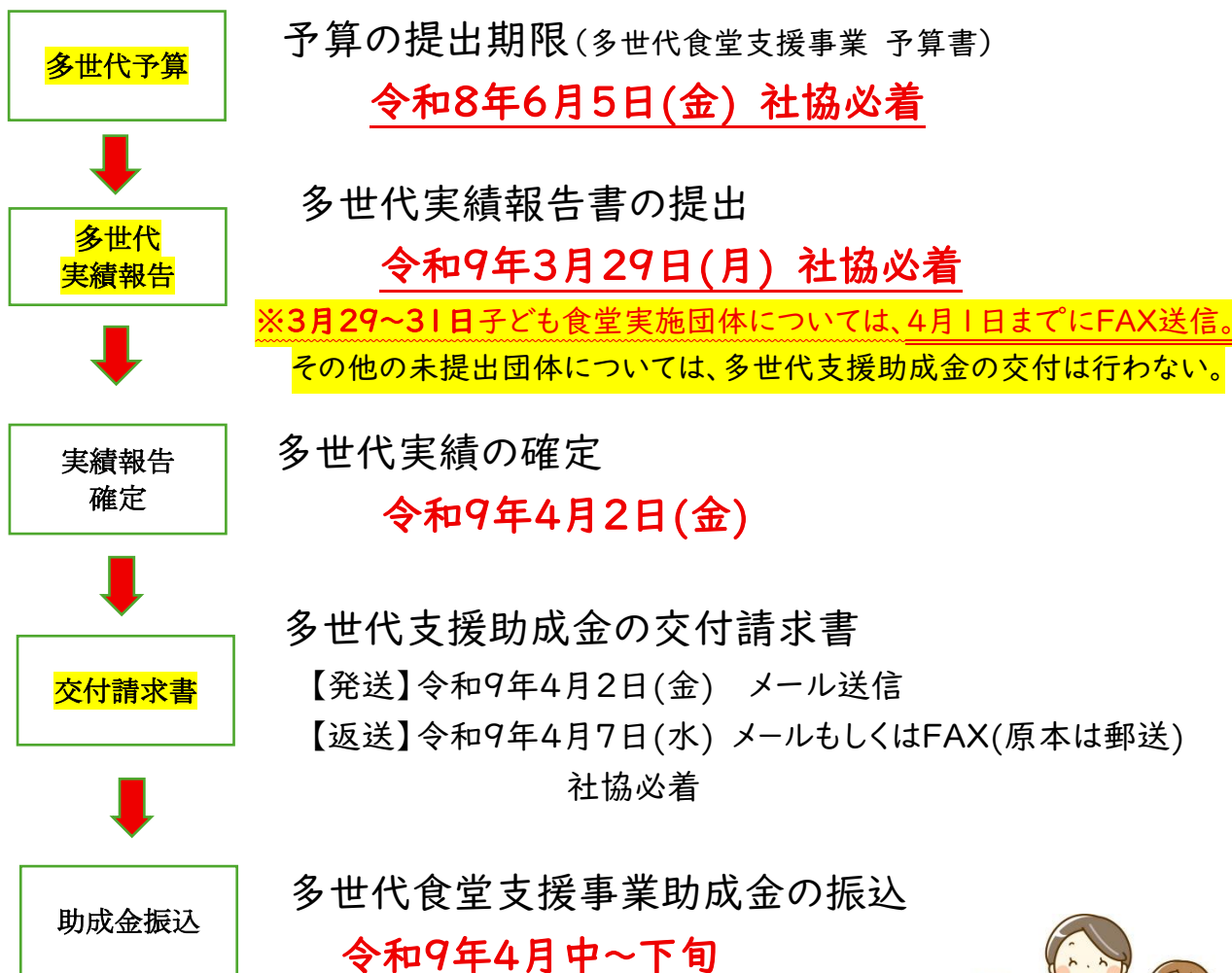
1団体あたり、年間200名（年額：60,000円）上限

※当助成金は、収支予算で算出された金額ではなく、実績報告時の多世代人数により、助成金額が算出される。（実績ベース）

5. 対象となる実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 申請および実績報告の手続き



7. 相談・提出先

申請書類は下記宛に郵送またはご持参ください。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 世田谷区社会福祉法人 地域社協課 地域事業係

電話 03-5429-2233 FAX 03-5429-2204

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城6丁目事務所棟4階